

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス：中国の不動産規制本格化の背景

9月に入り、不動産関連規制の発表が続いている。第一は、9月1日に国家外貨管理局と建設部が発表した「不動産市場外貨管理を規範する関連問題に関する通知」、そして第二は9月5日の「国務院土地コントロール管理強化関連問題の通知」である。

前者は、7月24日に発表されていた外資への不動産投資規制「不動産市場への外資参入許可の規範化と管理に関する意見」(以下、171号文、詳細内容はBTMU中国月報第8号『不動産業への外資投資を規制するか』に記載)の実施細則的な色彩が強いが、外資企業は、①不動産売買益の海外への持ち出しは事前認可が必要なこと、②資本金の入金が不完全、不動産関連の証明未取得などの企業は外債を調達することができないことなどを規定しており、人民元上昇と不動産価格上昇の二重のメリットを狙う海外からの投機を抑えようとするものだ。

後者は、地方政府の土地管理責任を問うもので、規定価格以下で投資家に土地を提供するなど不正な事態が発覚すればこれを訴追するとしている。また、地方政府がしばしば用いる、いわゆる裏口戦略-建設目的で農民の土地をリースなどの形式で徴収し、土地売却税を回避すること-を禁止するとの報道もある。そして、これらは農民の利益を保護すること、つまり、土地売却の収入をまず農民に支払い、彼らの再定住地と収穫分の保証をすることが目的であるとしている。CHINA DAILY紙によれば、16都市のサーベイでは昨年新規供給された土地の50%は不法に取得されたものである。地方政府にとっては予算外の自由資金として土地売却益は魅力的だった。しかし、政府はこうした不正な土地供給が不動産投機の誘引となったともしている。

これら施策は、土地問題が実は農村問題に他ならないことを示している。農村部の暴動を最大の懸念要因とする現政権にとっては譲れないポイントであるはずだ。それ故に、土地問題と関連政策の動向は今後も細心の注意が必要だ。

「不動産市場外貨管理を規範する関連問題に関する通知」のポイント

- ①海外主体の不動産購入での外貨入金は、不動産主管機構発行の関連資料の提出が必要。資金は直接不動産開発企業の人民元口座に振り込まれ、不動産譲渡で取得した人民元資金は審査を経て外貨転し海外に送ることができる。
- ②海外投資家が不動産会社に投資する際、登記資本金の払込が不完全、「国有土地使用証明書」未獲得、資本金が項目投資総額の35%に達しない場合には、外債を調達できない。
- ③海外主体が国内不動産企業を合併・買収する際に、自己資金により一括払いできない場合は、持分譲渡による外資外貨登記を与えない。
- ④海外機構または個人が国内銀行において開設した外国投資者専用外貨口座の内の資金は、不動産開発及び経営に用いてはならない。
- ⑤外貨指定銀行は月ごとに国内支店、代表機構及び海外個人による国内不動産の購入の外貨収支及び為替状況を纏め、毎月10日までに前月の状況を外管局に提出する。

「国務院土地コントロール管理強化関連問題の通知」のポイント

- ①土地管理及び耕地保護について地方政府の責任をさらに強化する。
- ②土地が徴収される農民の利益を確実に保障する。
- ③新規建設用地使用料の基準を高め、都市土地使用税と耕地占用税徴収基準を高め、また工業用地譲渡最低価格の統一公布制度を設立する。
- ④農業用地の無断での建設用地転換を厳格に禁止し、土地管理の監督検査を強化する。
- ⑤土地使用の違法行為を厳格に処罰する。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●2005 年GDP成長率 9.9%から 10.2%に上方修正

国家統計局は 8 月 29 日、2005 年の GDP 改訂値を公表した。1 月 20 日に発表された概算値では 2005 年の GDP 成長率は 9.9%だったが、7 月 30 日の改定で 10.2%に上方修正された。成長率は 2003 年が 10.0%、2004 年が 10.1%と 3 年連続で 10%を超え、今年上半期も既に 10.9%に達しており、4 年連続の二桁成長が見込まれる。なお、今回の修正は主に第一次産業と第二次産業の上方修正に因るもので、一方第三次産業の生産額は下方修正された。

<2005 年 GDP データの概算値と改訂値>

項目	概算値		改訂値	
	金額(億元)	前年比(%)	金額(億元)	前年比(%)
国内総生産(GDP)	182,321	9.9	183,085	10.2
第一次産業	22,718	5.2	23,070	5.2
第二次産業	86,208	11.4	87,047	11.7
第三次産業	73,395	9.6	72,968	10.0

2. 産業

●IT大国を目指して来年にも促進策実施

「2006年中国国際ソフトウェア・アウトソーシング取引サミット」の席上、国家発展改革委員会の副主任は、今後5年から10年以内に、世界一流のソフトウェア・アウトソーシング国家となることを目指し、来年にもIT産業促進政策を導入することを検討中と表明した。ここ5年来、中国のソフト産業は年平均50%の伸びを続け、売上高は500億米ドル近くに達したが、IT産業の発達したインド等と比べるとその差は依然として大きい。今後、特にソフトウェアのアウトソーシング、IC関連を中心に、資金調達、人材養成等でIT産業の支援を行っていく。なお、上海市では浦東新区を国家級のサービス・アウトソーシングのモデル地区とする政策を発表している。

●自動車輸出に対して資格認定管理 来年実施予定

商務部スポークスマンは、商務部、国家発展改革委員会、税関総署等が共同で、自動車輸出メーカーに対する資格認定管理制度の導入を計画していることを明らかにした。商務部の統計によると、2003 年以来、中国の自動車輸出は年平均 100%増の勢いで伸びている。今年上半期の自動車(完成車と部品を含む)輸出も前年同期比 1.1 倍の 12.8 億米ドルに上り、特に乗用車は同 2.5 倍の 2.4 億米ドルにも増加している。然し乍ら、一部の輸出企業は品質やアフターサービスの点に問題があり、中国の自動車輸出の信用を損なうことが懸念される為、今回の制度導入に至ったもの。実施は来年の予定。

3. 貿易・投資

●多国籍企業からみる魅力ある都市ランキング

中国社会科学院と中国経営報は、共同で行った「多国籍企業からみた中国の魅力ある都市」ランキングを発表した。調査は「総合的に魅力ある開発区」「投資価値がある都市」「投資潜在力のある都市」の 3 部門で順位付けを行ったが、その中で外資の投資動向について以下の特徴が挙げられる;①外資の吸引力が最も強い地域は依然として東部に集中している、②中部都市の投資潜在力は大きく、既に外国投資が東部から中部に拡大する傾向が見られる、③西部地区も開発区の投資環境改善により多国籍企業の投資が見込める、④多国籍企業の投資先決定の最も大きな要素の一つとして政府の行政効率がある。

<多国籍企業からみた中国の魅力ある都市>

順位	開発区総合力	投資価値がある	投資潜在力がある
1	蘇州工業園区(江蘇省)	蘇州市(江蘇省)	南通市(江蘇省)
2	金橋輸出加工区(上海市)	上海市	南昌市(江西省)
3	厦門海沧開発区(福建省)	青島市(山東省)	揚州市(江蘇省)
4	惠州大亞湾開発区(広東省)	深圳市(広東省)	成都市(四川省)
5	寧波大榭開発区(浙江省)	大連市(遼寧省)	長沙市(湖南省)
6	武漢開発区(湖北省)	瀋陽市(遼寧省)	徐州市(江蘇省)
7	蘭州開発区(甘肅省)	北京市	九江市(江西省)
8	南沙開発区(広東省)	煙台市(山東省)	金華市(浙江省)
9	青島開発区(山東省)	天津市	西安市(陝西省)
10	南通開発区(江蘇省)	東莞市(広東省)	唐山市(河北省)

4. 金融・為替

●ACU(アジア通貨単位)創設支持の声高まる

英国の Financial Times 誌によると、経済学者で人民銀行のブレーンでもある樊綱氏が、オーストラリアで開かれた学会でACU(アジア通貨単位*)創設を支持する意見を発表した。また、商務部のホームページ上にも、ACUが中国にもたらす効果に関する研究報告が発表された。ACU創設はアジアにおける人民元の影響力を高め、人民元の通貨安定に繋がり、人民元の国際的地位の向上に資するため歓迎すべきとしている。

* ACU: ECU(欧州通貨単位)のアジア版で、アセアン 10 カ国、日本、中国、韓国の通貨で構成する共通の通貨指標。1997 年のアジア通貨危機が発端となり、日本が提唱したもので、現在アジア開発銀行等が研究を進めている。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、8 月下旬から 9 月初旬にかけて公布または施行された主な法令を取りあげました。一部、以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[法律] ●「中華人民共和国企業破産法」(国家主席令第 54 号、2006 年 8 月 26 日公布、2007 年 7 月 1 日施行) ○「中華人民共和国組合企業法」(国家主席令第 55 号、2006 年 8 月 27 日公布、2007 年 6 月 1 日施行) [行政法規] ○「国務院の“十一五”期間の全国主要汚染物質排出総量規制計画に関する同意」(国函[2006] 70 号、2006 年 8 月 5 日発布) [規則] ○「中外合作職業技能訓練学校設立・運営管理弁法」(労働社会保障部令第 27 号、2006 年 7 月 26 日公布、同年 10 月 1 日施行) [その他] ●「企業工会活動条例(試行)」(中華全国総工会、2006 年 7 月 6 日公布・施行)	1986 年制定の「中華人民共和国企業破産法(試行)」に代わる正規の法律。 組合企業(パートナーシップ制企業)に関する基本法。外国企業・個人による同企業については国務院が定めるとされている。 第 11 次 5 カ年計画期間(2006 年～2010 年)中の省・自治区・直轄市別の化学的酸素要求量(COD)と二酸化硫黄(SO₂)の排出目標値。平均で 10%削減。 中外双方の教育機関による合作職業技能訓練学校の設立・運営に関する規則。 企業工会(労働組合)の組織運営、活動に関する基本的規定。
---	---

●「企業破産法」が公布される

8 月 26 日付で「中華人民共和国企業破産法」が公布され、来年 7 月 1 日から施行される。従来、同名の試行法があったが、これは国有企業を対象とするもので、外商投資企業の破産については民事訴訟法の関連規定が適用され、これは参考とされていた。そのため、外商投資企業が人民法院に破産申請を行った場合に、審査認可機関の同意書の提出を求められたり、その他法定されない条件を課されるケースがあった。

新法では、「企業法人が期限の到来した債務を弁済できない場合で、かつ、資産が全部の債務の弁済に満たないか、または明らかに弁済能力を欠く場合、本法の規定に従って債務を整理する。」(第 2 条)と規定され、破産申請の条件が明確になった。上記の状況にある企業法人(「債務者」)は、「人民法院に再生(原文は「重整」)、和解または破産清算を申請することができる。」(第 3 条)と定められ、申請に際しては、申請の目的や事実・理由などを記した申請書と関係証拠を提出すること(第 8 条)など、申請要件も規範化された。

(ちなみに試行法では、「企業が経営管理の不善により重大な欠損をもたらし、期限が到来した債務を弁済できない場合には、本法の規定に従って破産を宣告する。」(第 3 条)とされ、破産申請の条件が曖昧で、再生、和解についての定めもない。)

人民法院は、申請を受け付けた日から原則として 15 日以内に受理するか否かを決定し、受理の場合には 5 日以内に申請人に通知、また不受理の場合も 5 日以内に通知するとともにその理由を説明しなければならない、とされている(第 10 条～第 12 条)。なお、債権者も債務者の破産申請を行うことができる。この場合、人民法院は申請を受け付けた日から 5 日以内に債務者に通知し、もし債務者に異議がある場合は 7 日以内に異議申立てを行い、人民法院は 10 日以内に受理するか否かを決定する、とされている(第 10 条)。

このように破産申請の条件が明確になり、受理手続きが規範化されたことは、外国企業にとって中国での事業から撤退する方法として破産も選択肢の一つとなったことを意味する。この点が、新しい企業破産法の最大の意義ではないかと思われる。

新法の詳しい内容については、法律の専門家の解説に譲るが、ご参考までに破産手続きのおおまかな流れを示しておこう。

- 1) 債務者または債権者が、債務者の所在地の人民法院に破産申請。
- 2) 人民法院は、申請受付から 15 日以内に受理または不受理を決定。(債権者が破産申請をした場合、申請受付から 5 日以内に債務者に通知、債務者に異議がある場合は 7 日以内に異議申立て、人民法院はその日から 10 日以内に受理または不受理を決定。)
- 3) 人民法院が受理した場合、決定の日から 5 日以内に申請人に通知、同時に管財人(原文は「管理人」)を指名。(不受理の場合、同じく 5 日以内に申請人に通知、理由を説明。)
- 4) 人民法院は、受理を決定した日から 25 日以内に既知の債権者に通知、かつ公告。(債権者の債権届出の期限は、公告の日から最短 30 日、最長 3 ヶ月の範囲内で人民法院が決定。)
- 5) 債権者により債権者集会(原文は「債権人会議」)を組成。(第 1 回集会は人民法院が債権届出期限終了後 15 日以内に招集。)
- 6) 債権者集会は、再生、和解または破産清算につき決議。
 - ・再生は、債務者または債権者が人民法院に申請し、その決定により 6 ヶ月以内に再生計画案を人民法院と債権者集会に提出。その後、30 日以内に人民法院債権者集会を招集し、採決。成立した場合、人民法院の許可により債務者が執行。執行できない場合、破産清算へ。
 - ・和解は、債務者が人民法院に申請し、その決定により債権者集会で和解案を協議、採決。成立した場合、人民法院の決定により手続き終了。成立しない場合、破産清算へ。
 - ・破産清算は、人民法院の破産宣告により管財人が破産財産の換価案を作成し、債権者集会の決議または人民法院の決定を経て、競売により売却。その後、管財人が配当案を作成し、債権者集会の決議、人民法院の許可により管財人が執行。
- 7) 破産清算の場合、最後配当の後、管財人が人民法院に財産配当報告をもって破産手続きの終了を請求。人民法院は請求日から 15 日以内に決定、公告。管財人は、破産手続き終了決定の日から 10 日以内に破産者の原登記機関で登記抹消。

●企業工会の基本規定が施行される

中華全国总工会から「企業工会活動条例(試行)」が公布、施行された。これは、企業工会(労働組合)の組織運営や活動のあり方を規定したもので、中国内のすべての企業・事業単位の工会に対して適用される。「工会法」、「労働法」、「工会規約」に基づくものだが、注目される点は次のとおり。

1) 企業工会の基本任務

- ① 会員大会または会員代表大会(工会会員が 100 名未満は会員大会を組織)及び上級工会の決定を執行する。

- ② 従業員代表大会または従業員大会等を通じて従業員を組織し、企業の民主的管理・監督に参加し、従業員代表大会または従業員大会の決議の執行を検査、督促する。
- ③ 従業員と企業の労働契約締結を支援、指導する。集団契約を締結し、その履行を監督する。労働争議の調停を行う。
- ④ 従業員による労働競争、合理化提案、技術革新、技術目標到達、技術協力、発明、持ち場訓練、技術競技などの集団の経済・技術革新活動を組織する。
- ⑤ 労働模範の訓練、選考、表彰を組織し、その日常管理活動に責任を負う。
- ⑥ 従業員に対する思想政治教育を行い、従業員の文化・化学・業務知識の学習を組織する。
- ⑦ 企業の労働報酬、労働安全・衛生、保険・福利等の業務に協力、それを督促し、関係法律・法規の執行を監督する。
- ⑧ 女性従業員の特別な利益を擁護する。
- ⑨ 組織の強化、民主的生活の強化、会員管理活動の適切化を行う。
- ⑩ 工会経費の適切な確保・管理・使用、工会の資産・企業・事業の適切な管理を行う。

2) 工会主席

従業員が 200 名以上の企業の工会は専従の工会主席を置く。候補者の人選は、外商投資企業の場合、会員の推薦と上級工会の同意か、または上級工会の推薦による。決定は、会員大会または会員代表大会の直接選挙または工会委員会の選挙による。企業の行政責任者等は工会委員会メンバー(工会主席を含む)の人選を行ってはならない。工会主席は企業の行政職副責任者の待遇を享受する。

3) 労働契約

労働契約の主要内容・条件については、工会が従業員を代表して企業と協議、確定する。

4) 企業工会に対する指導体制

企業工会は、同級の党組織(企業内共産党支部)と上級工会の二重指導を受けるが、同級の党組織の指導を主とする。

5) 従業員教育訓練費用、労働競争奨励経費の支出督促

企業に対し、賃金総額の 1~2.5%の従業員教育訓練費用、同じく 1%の労働競争奨励経費を積立て、管理、使用するよう督促する。

以上

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.08.28	7.9725	7.9686~7.9735	7.9708	-0.0055	6.8110	0.0041	1.02466	-0.0004	-	-	2.1406	1735.04	28.84
2006.08.29	7.9660	7.9605~7.9670	7.9622	-0.0086	6.8236	0.0126	1.02353	-0.0011	-	-	2.1428	1735.68	0.64
2006.08.30	7.9595	7.9565~7.9605	7.9587	-0.0035	6.7950	-0.0286	1.02325	-0.0003	-	-	2.1768	1740.07	4.39
2006.08.31	7.9602	7.9525~7.9602	7.9527	-0.0060	-	-	1.02257	-0.0007	10.2250	0.0320	2.2150	1743.71	3.64
2006.09.01	7.9590	7.9524~7.9590	7.9532	0.0005	-	-	1.02250	-0.0001	10.1989	-0.0261	2.2279	1720.55	-23.16

トピックス

【28日】

- 25日付新華社によると、中国の2006年1~7月期の税収は、2兆4100億元で、前年同期比+24.2%となった。
- 米先物取引所のシカゴ・マーカント取引所(CME)で人民元の通貨先物とオプション取引が上場した。(28日のアジア市場序盤での取引はみられていない。)円を除いて、CMEに上場する初のアジア通貨のデリバティブとなる。

【29日】

- 中国証券報が報じたところによると、マクロ経済研究院は、国内経済に関する報告書を発表し、今後も高水準の投資が続けば追加利上げが必要になるが、大幅な利上げは人民元の上昇圧力を高める可能性があり控えるべきであるとの見解を示した。金融政策の運営では、人民元高観測を抑制することを重視すべきであると指摘した。
- 中国紙は、銀行筋の話とした上で、中銀が信用の伸びや景気を抑制するための新たな措置として、銀行の外貨預金準備率を9月15日から3%から4%に引き上げると報じた。
- 香港紙は、中国国務院は、人民元の上昇圧力が強まるとの懸念から、財政部、国家開発銀行、中国輸出入銀行がそれぞれ計画しているグローバル債(総額最大30億米ドル)の発行認可を見合わせていると報じた。
- ロイター通信は、複数の関係筋の話とした上で、政府は、同国の再保険最大手である中国再保険(集団)公司に大量の資本注入を行う見通しであると報じた。

【30日】

- 中国証券報は、当局が投機抑制を目的に人民元の対米ドル相場の変動幅を拡大し、人民元の上昇加速を容認する公算だと伝えた。
- 新華社によると、国家統計局関係筋は、固定資産投資の伸びが依然速過ぎるため、適時に引き締め策を講じ抑制する必要があるとの見解を示した。
- 国家統計局は、2005年のGDPを前年比+9.9%から同+10.2%に修正したと発表した。
- グラスリー米上院財政委員会委員長(共和、アイオワ州)は、シューマー議員(民主、ニューヨーク州)とグラム議員(共和、サウスカロライナ州)が共同提出した対中制裁関税法案について、中国が人民元の再切り上げにさらなる積極姿勢を示さない場合、上院が9月にも採決を行う可能性があるとの見解を示した。

【31日】

- 中国紙によると、魏建国 商務部次官は原油・アルミナ・銅鉱石などの輸入に際し、海外企業に対する価格交渉力を高めるため、輸入企業が単一組織を設立するとの見解を明らかにした。

【1日】

- 中国証券報によると、夏斌 国務院発展研究センター金融研究所所長は、巨額な外貨準備の一部を小規模な銀行や社会保障基金に注入すべきであるとし、これによって6月末で9,410億米ドルの過去最高を記録した外貨準備の積み上がりを抑制できるのに加えて人民元相場の上昇圧力もやや弱まるとの見通しを示した。

RMB レビュー&アウトルック

- 28日、1米ドル7.9725円で寄り付いた人民元は、連日、制度変更後の最高値を更新する展開となり、週末1日には7.9524まで上昇した。最近、中国紙が相次いで人民元の上昇を容認する記事を掲載している。米上院議員のシューマー氏とグラム氏による対中制裁関税法案の再検討期限が9月末に迫っており、人民元は再び切上げ圧力に晒される事が予測され、人民元上昇が加速されるかが注目される。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権物であり、著作権法により保護されております。